

平成28年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年4月27日（水）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎3階 会議室

3. 出席委員 11名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士
委 員	1番	大 津 雄 司
	3番	姫 野 康 二
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 恵美子

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告

② 農用地利用集積計画（賃借権設定）の審議

③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消の報告

④ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑤ 農地法第4条の規定による転用の許可申請の審議

⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑦ 非農地証明の審議

⑧ 由布市農地利用最適化推進委員の承認

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第4回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

おはかり
それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

・次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 3番の 姫野康二委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

・次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員 異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

ぎ じ さん よ せ い げ ん
農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

○日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告」
(議案第2号～3号 2件)

議 長

日程 第1、 農地法第18条の規定による合意解約通知について 事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程 第1、 農地法第18条の規定による合意解約通知について 議案朗読説明。

議 長

議案1号から2号につきましては、報告ということでした承いただきたいと思います。

○日程 第2 「農用地利用集積計画（賃借権設定）の審議」
(議案3号～19号 17件)

議 長

日程 第2 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第2 農用地利用集積計画の決定について 議案朗読説明。

議案3号～19号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 第3号～11号について利用権、継続設定の案件です。

質疑を受けます。

どなたか質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案12号であります。8番の 安部 義浩 委員さんが借受人になっておりますので、会議規則12条の規定により、退席をお願いします。

(8番 安部義浩委員 退席)

事 務 局

議案第12号について、説明いたします。ご存じのとおり借受人は、安部義浩委員でございます。貸付人の平野チエ子さんが高齢のため耕作が困難となり安部さんへの貸付となりました。農機具等も揃っておりますので別段問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

安部義浩委員さん、どうぞお入り下さい。

(安部義浩委員の入室)

議 長

安部義浩委員さんにご説明いたします。議案第12号は賛成多数で承認されました。

続きまして、議案13号～14号でございますが、借受人が同一ですので、続けて事務局より説明をお願いします。

事 務 局

貸付人の加藤新一さん64歳、小野伸治さん47歳は農業を続けることが難しいと聞いています。借受人の緒方正義さんがこのたび規模拡大意向による申請の案件であります。緒方さんにおきましてはこれまでどおり耕作を続けていくことが確実とみられますので別段問題はないと思われま

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

続きまして、議案15号～18号について、借受人が同一ですので、続けて事務局より説明をお願いします。

事務局

今回の4筆の対象地は、庄内の高岡に有ります元はバラの栽培していた施設です。借受人ですが、以前は大分市に事務所を構えており、大分市で水稻の生産を行っており、農地を取得できる農業生産法人の要件は満たしています。

今回バラの施設を借り受ける中でトマトを栽培すべく貸借の申請となりました。これにより由布市の面積の方が多くなる関係で事務所も由布市庄内町渕の方に移転し、今後も営農の継続が確実に問題ないと思われま

議長

それでは議案第15号～18号について一括で質疑を受けます。

(8番 安部義浩委員より挙手)

8番 安部義浩委員

借受人の住所を見ると議案第1号の安部章さんの住所と同じになっているので事務所は安部さん宅ということですか。

事務局

委員さんのおっしゃるとおりでございます。安部章さんは太陽の家アトリエの作業員として従事することになっています。高岡でもよかったですのですが、安部さんの敷地内に事務所を構えることとなりました。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

続きまして議案第19号について事務局より説明をお願いします。

事務局

貸付人の佐藤正喜さんは92歳で高齢により、農作業が厳しい状況でございます。借受人の衛藤由澄さんは、前回までの農業委員さんで農業もしっかりやられており何ら問題はないと思われま

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

○日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消の報告」

(議案20号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案第19号につきましては、報告ということでした承りたいと思います。

■日程 第4 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議」
(議案第21号～23号 3件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案21号～23号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長

議案21号について、議席番号2番の大津雄司委員より説明をお願いします。

2番 大津雄司委員

受人の久保裕治さんは、自営業を営む兼業農家であり、農家要件を満たしていただき、農地を取得する資格がありますので問題ないと回答しました。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

質疑を受けます。

(7番 二ノ宮政広委員より挙手)

7番 二ノ宮政広委員

ただいま説明のありました大津委員さんが問題なしと認めた案件について、この委員会で否決された場合はどのようなのか。

議 長

委員会の場で否決されれば、許可できないということになります。

8番 安部義浩委員

農地法3条に関しては、事例がないと思いますが、農地法4条・5条に関してはあ

り得ると思います。

7番 二ノ宮政広委員

地域において、担当農業委員さんより詳しい委員さんがおられて、この案件は問題があるなとなり否決される可能性があるのではないかと感じたのでお尋ねしたしだいです。

議 長

事務局より何か説明がありますか

事務局

たぶん、否決される場合は、ちよっとこれはおかしいのではないかなと思います。申請書には、担当の農業委員さんが見たかぎりでは問題なしとして回答をしていただくことにしていますが、書類において虚偽の記載が発覚した場合は、否決となることはあり得ます。申請書を確認し、許可が出せない内容であれば事務局としては受付をしていません。

議 長

他に質問はありませんか

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

続きまして、議案22号について、議席番号6番の麻生俊之輔委員より説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

この2筆は受人の後藤紘一さん宅の裏にありまして、以前から渡人の栗島さんから借り受けて、水稻及び野菜を栽培していました土地であり、今回、譲り受けの話ができてとのことです。所有権移転の関係での書類や条件は整っているので問題ないと思われ

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

続きまして、議案23号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

幸陽子さん68歳ですか、全体で40aで今回の申請農地は、場所が離れている所にあり、以前より規模縮少を考えていました。この農地が受人の後藤太さんの農地に隣接している農地であり、後藤太さんが買い受けて規模拡大をする申請内容となっています。後藤太さんについては、1ha以上の経営農家であり問題ないと考えます。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

■日程 第5 「農地法第4条の規定による転用の許可申請の審議」
(議案第24号 1件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第4条の規定による許可申請の審議について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農地法第4条の規定による許可申請の審議について、議案朗読説明。

議案24号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

質疑を受けます。
(ありません。)

それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議」
(議案第25号～27号 3件)

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による許可申請の審議について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農地法第5条の規定による許可申請の審議について、議案朗読説明。

議案25号～27号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案25号について、議席番号2番の天津雄司委員より説明をお願いします。

2番 天津雄司委員

別冊の5ページの位置図を見てください。場所は、挟間のジョイフルのある南側の一番下がった所にあります。また、7ページの配置図にありますように2区画に分けての建売住宅建設用地の転用申請です。申請者は、建売の資格を保持しており。計画には実行性があり、問題はないと考えます。

議 長

質疑を受けます。

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員

別冊7ページの配置図のAとBのところに建物を建てると考えてよいのですか。

2番 大津雄司委員

はい、そうです。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

議 長

議案26について、議席番号2番の大津雄司委員より説明をお願いします。

2番 大津雄司委員

別冊の8ページ的位置図をごらんください。場所は挟間の環境衛生組合の手前の川沿いになります。受人は、申請地に隣接する宅地と山林を同時に購入する計画があります。

10ページの配置図にありますように川沿いの道路から宅地への進入路と駐車場を作るという案件です。計画性、実効性ともに問題がないと考えます。

議 長

質疑を受けます。

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員

新江さんがここに家を建てられるということですか。

事務局

申請地の奥に山林とすでに家が建っている宅地があります。その山林と宅地を同時に買うとする計画です。

議 長

他に審議はありませんか。

(ありません。)

それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

議 長

続きました、議案27号について、議席番号2番の大津雄司委員より説明をお願いします。

2番 大津雄司委員

別冊の11ページの位置図をごらんください。場所は国道から挾間大橋を渡った先の県道龍原挾間線沿いになります。13ページの配置図がありますが、申請地に一般住宅を建築する案件です。申請面積合計は、500㎡を超えておりますが、県道からの進入となり、全体的に有効利用される計画となっていると思われます。計画性、実効性ともに問題がないと考えます。

議 長
質疑を受けます。

(5番 高田英委員より挙手)

5番 高田英委員

事務局へ聴きたいのですが、おおむね500㎡のくくりがある中で、2筆で500㎡を超えることについては、問題はないのですか。

事 務 局

申請地の内、県道に隣接している土地が狭い方で、県道との取り付けを行います。これが逆に広い方であれば残せばよいと思います。分筆等を行ってということになると農地の有効利用を図る上でも困難になるかと思ひます。今回は、やむを得ずというケースになろうかと考えます。

議 長
他に質疑はありませんか。
(ありません。)

それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

■日程 第7 「非農地証明の審議」 (議案第28号～32号 5件)

議 長
続きまして、日程第7 非農地証明の審議について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農地法第5条の規定による許可申請の審議について、議案朗読説明。

議案28号から32号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長
事務局より議案第28号に関して説明があればお願いします。

事 務 局

すでに現状が非農地化しており、地目を変えたいとの意向であり、地目を変えるためには非農地証明等が必要でありますので、今回の申請となりました。

議 長
質疑を求めます。
(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
続きまして、議案第29号に関して事務局より説明があればお願いします。

事務局
手つかずで長期に亘って山林原野化している案件です。復旧が困難で非農地化している場合は農地としないというのが法律上の扱いとなっていますのでこの案件問題ないと考えます。

議 長
質疑を求めます。

(7番 二ノ宮政広委員より挙手)

7番 二ノ宮政広委員
この農地は山林としてかなり年数がたっていると思われるのですが、以前に農業委員さんたちが確認の上、農地、非農地の判断はできないのですか。

事務局
平成25年、26年ごろから本格的に農業委員会が年1回、全筆調査することが義務付けられていますので、その時の調査において非農地と判断できるのですが、改良区や井路組合などの関係で非農地扱いの件について慎重に行ってほしいという意向もあり、現時点では当事者からの申請に基づいての審議を行っているのが現状です。今後は、現地調査の時点で非農地としたものについては当事者に通知を行ったうえで非農地扱いとしていくながれとなりつつあります。

議 長
他に質疑はありませんか
(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
続きまして、議案第30号に関して事務局より説明があればお願いします。

事務局
この案件も、農地として復帰が難しいものです。別冊の27ページ、28ページが現状の写真ですが、中に家が建っていますがこの家が建っている所は申請地には含まれません。

議

長

質疑を求めます。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議

長

続きまして、議案第31号に関して事務局より説明があればお願いします。

事務局

別冊の31ページの写真をご覧ください。白く打っている建物はきくらげのハウスでございます。現在のところ農業用施設として扱っています。その左側の部分が今回の申請地で、過去に転用許可の発行をしている農地ですが、許可書をなくされたようで、今回、非農地証明をとということでの申請であります。

議

長

質疑を求めます。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議

長

続きまして、議案第32号に関して事務局より説明があればお願いします。

事務局

32号ですが、写真が別冊の34ページから36ページになります。ごらんのとうり手つかずで非農地化している現況でありますので、非農地判断は問題ないかと考えます。

議

長

質疑を求めます。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第8 「由布市農地利用最適化推進委員の承認の審議」

(1件)

議

長

続きまして、日程第8 由布市農地利用最適化推進委員の承認の審議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 由布市農地利用最適化推進委員の承認の審議について、議案朗読説明。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

採決をいたします。由布市農地利用最適化推進委員について、承認して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手多数により由布市農地利用最適化推進委員は全員承認されました。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。